



社会保険の 事務手続き

日本年金機構

健康保険・厚生年金保険の届出

従業員に係る資格関係や報酬関係の各種手続きは、事業主より届出をしてください。(届出義務)

【健康保険・厚生年金保険適用関係届書一覧】

どのようなときに	なにを(届書種類)	いつまでに
従業員を採用したとき	被保険者資格取得届・ 70歳以上被用者該当届	5日以内
従業員が退職、死亡したとき	被保険者資格喪失届・ 70歳以上被用者不該当届	5日以内
家族を被扶養者にするとき、被扶養者となっている家族に異動があったとき、被扶養者の届出事項に変更があったとき	被扶養者(異動)届・ 第3号被保険者関係届	5日以内
定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき	被保険者報酬月額算定基礎届・ 70歳以上被用者算定基礎届	毎年7月1日から 7月10日まで
随時改定に該当するとき(報酬額に大幅な変動があったとき)	被保険者報酬月額変更届・ 70歳以上被用者月額変更届	すみやかに
賞与を支給したとき	被保険者賞与支払届・ 70歳以上被用者賞与支払届	5日以内

・その他にも産前産後休業取得者申出書や育児休業等取得者申出書、住所変更届、氏名変更届などの様々な届書があります。

標準報酬月額

- 毎月の保険料や保険給付などの計算にあたって、被保険者の報酬とされるものです。
- 健康保険：58千円～1390千円(50等級)
- 厚生年金保険：88千円～650千円(32等級)

※厚生年金保険では、報酬月額が83,000円未満である場合にも標準報酬月額は88,000円となり、報酬月額が665,000円以上である場合にも標準報酬月額は650,000円となります。

- 標準報酬月額が決まる(変更する)タイミング
 - ①「社会保険に加入するとき」・・・資格取得届
 - ②「年1回の定時決定」・・・算定基礎届
 - ③「大幅な給与改定を行ったとき」・・・月額変更届

※①から③のほかに、産前産後休業終了時の改定や育児休業等終了時の改定が定められています。

健康保険・厚生年金保険の保険料

健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出した金額を被保険者と事業主が半額ずつ負担し、事業主が事業所を管轄する年金事務所に納付します。(40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険の保険料に介護保険料を上乗せした保険料を納付します。)

また、事業主は、健康保険と厚生年金保険の保険料の他に子ども・子育て拠出金についても納付します。全額事業主負担となります。

保険料の納付は、前月分の保険料を計算した「保険料納入告知書」を年金事務所から事業主へ送付しますので、その月の月末までに金融機関等で納付してください。毎月20日頃送付

なお、保険料については口座振替による納付も可能となっています。

納め忘れのない「口座振替」をお願いします

保険料の計算

- 月末の最終日に在籍していたか否かで保険料は計算されます。

○3月31日入社→3月分の保険料がかかります

○3月30日退職(3月31日は在籍していない)→3月分の保険料はかかりません

※事例 3月10日入社、3月30日退職

同じ月の中で加入・退職した場合には1か月分の保険料がかかります。
(同月に国民年金もしくは厚生年金に加入したことが確認できた場合は、厚生年金保険料は、調整または還付されます。)

- 保険料の控除

保険料控除は翌月控除が基本です。(翌月控除の場合、3月改定の保険料は4月支払給与から控除額を変更します。)

事業主は控除の際に計算書を作成し、被保険者に通知します。

社会保険の資格がなくなるとき

- 社会保険の資格は、以下に該当する日の翌日(③と⑥と⑦については当日)に失うこととなります。
 - ①適用事業所に使用されなくなった日(退職日など)
 - ②死亡した日
 - ③雇用形態が変わり、適用除外になった日
 - ④事業所が廃止になった日
 - ⑤任意適用事業所が任意適用取消を認可された日
 - ⑥厚生年金保険については70歳に達した日(誕生日の前日)
 - ⑦健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日など)

《資格喪失届》 記載例

令和3年5月7日付で従業員が退職した場合

様式コード
2201

健康保険
厚生年金保険
雇用保険

被保険者資格喪失届
70歳以上被用者不該当届

資格喪失年月日を記入してください。
記載例 令和3年5月7日退職した場合は翌日の5月8日となります。

被保険者	① 被保険者整理番号	6		② 氏名	コウシ 厚年	シロウ 二郎	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	4	0	0	5	0	6								
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	1	2	3	4	0	1	2	3	4	5	6	7	⑤ 喪失年月日	令和 0	3	0	5	0	8	⑥ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 (令和3年5月7日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保険協定
	⑦ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失										⑧ 70歳不該当	<input type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 令和 年 月 日									

保険証の枚数を記入して下さい。

- ※ 添付 被保険者証を添付するとき
- 返不能 被保険者証の回収ができず、添付できないとき返不能のときは「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。

次のいずれかを○で囲んで下さい。

- ※ 4. 退職等 退職したとき、又は雇用形態が変わり適用除外となったとき
- 5. 死亡 死亡したとき
- 7. 75歳到達 75歳に到達し健康保険の被保険者資格を喪失するとき
(75歳以上は、後期高齢者医療の被保険者となります。)
- 9. 障害認定 一定の障害に該当し広域連合の認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となるため、健康保険の被保険者資格を喪失するとき
- 11. 社会保険協定 社会保険協定により、相手国法令の適用を受け、被保険者資格を喪失したとき

《算定基礎届》(定時決定)

- 毎年1回(7月1日から7月10日までに提出)、保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決める届です。
- 7月1日現在の被保険者全て(6月1日以降に加入した者は除く)について、その年の4月、5月、6月に実際に支払われた給与について届出をします。
- 届出用紙・電子媒体は毎年6月に事業所へ送付します。返信用封筒を同封していますので、できる限り郵送でのご提出をお願いします。
- 4月、5月、6月の平均額(支払基礎日数が17日以上の方が対象)によって、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定します。

《月額変更届》(随時改定)

大幅な給与改定を行ったとき

以下の3つの条件に**全て**当てはまる場合には、**月額変更届**の提出が必要です。

①昇(降)給などで固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金の変動とは...

○昇給または降給

○賃金体系の変動(日給から月給など)や単価の変動

○各種手当*の新規支給や支給額の変更

* 残業手当などは非固定的賃金といい、この残業の増減による手当の支給額の変動のみでは随時改定は行えません。

②変動月以後3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

③3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あったとき

《月額変更届》の注意点

- 支払月で届出します。(給与が翌月払いの場合には注意してください。)
- 保険料額は、固定給の変動月から4ヶ月目に変更となります。
- 昇給した場合で2等級下がった場合や降給した場合で2等級上がった場合は該当しませんので注意してください。該当するか否かの判定は下の表を参考としてください。

		↑…増額 ↓…減額					
報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3ヵ月の平均額 (2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の必要		あり	あり	あり	あり	×	×

変動の原因である「固定的賃金」と変動の結果の「3ヵ月の平均額」の矢印が同じ向き
のとき随時改定が必要です。
逆の向きの場合は随時改定に
は該当しません。

《月額変更届》(随時改定)

記載例

従業員の昇給を行い、令和3年10月にその支払があった場合

様式コード
2|2|2|1

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届



⑨変動後の賃金を支払った月から3カ月を記入してください。

項目	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑦ 個人番号[基礎年金番号]
	5	年金 一郎	5-400305	4 年 1 月	
	⑤ 従前 ⑨ 給与 支給月	⑦ 昇(降)給	⑧ 源及支払額	⑩ 修正平均額	⑪ 70歳以上被用者に該当する場合は、必ず、個人番号又は基礎年金番号を記入してください。
	500 千円	2 昇給	1,650,000 円		1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他()
1	⑩ 各月の給与支払いの対象となった日数を記入してください。	⑦ 昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください	④ 変動後の賃金を支払った月から4カ月目の年月を記入してください。		
	10 月 30 日	0 円	550,000 円		
	11 月 31 日	0 円	550,000 円		
	12 月 30 日	0 円	550,000 円		

⑩ 各月の給与支払いの対象となった日数を記入してください。

通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。銀行振込み等による場合も同様です。通勤手当等も報酬に含まれます。

⑪ 1~6に該当する場合は、該当する項目に○をする。

《賞与支払届》

- 社会保険に加入している被保険者に賞与を支給したときは、**賞与支払届**の提出をお願いします。
- この届出は、保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額を決定するものです。
- **標準賞与額**とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことをいい、保険料の計算は、「標準報酬月額・保険料額表」を使用するのではなく、**標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算**することになります。
- なお、年間4回以上支払う賞与等については、標準報酬月額の対象となるため、この届書を提出する必要はありません。
(この場合は、資格取得届や月額変更届、算定基礎届等の届出の際に報酬月額に賞与額分を加算して届出いただくことになります。)

《賞与支払届》

記載例

令和4年6月25日に賞与を支給した場合

様式コード
2 2 6 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者賞与支払届
70歳以上被用者賞与支払届

被保険者整理番号を記入してください。

70歳被用者のみ、本人確認の上個人番号を記入してください。

事業所における賞与支払年月日を記入してください。

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名		③ 生年月日	⑦ 個人番号〔基礎年金番号〕 ※70歳以上被用者の場合のみ				
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額		⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考				
共通	④ 賞与支払年月日(共通)	9.令和	0	4年	0	6月	2	5日	←1枚ずつ必ず記入してください。
1	① 12	② 年金 三郎		③ 5-451205	⑦				
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	9.令和	年	月	⑤ ⑦(通貨)	④(現物)	⑥(合計⑦+④)千円未満は切捨て	⑧	
					624,000 円	0 円	624 ,000 円	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日: 日)	

通貨によって実際に支給した賞与の金額を記入してください。ア

ア欄とイ欄の合計から1,000円未満を切り捨てた額を記入してください

通貨以外のもので現物により支給した賞与を金銭に換算して記入してください。イ

《賞与支払届》注意点

●標準賞与額には上限があります。下記、上限額以上の賞与支払いがあった場合は上限額で標準賞与額を決定します。届出の際は、賞与支払い額はそのまま記入してください。

健康保険・・・年度(毎年4/1から翌年3/31まで)の累計額573万円

厚生年金保険・・・1か月あたり150万円

●新規適用届や事業所関係変更届に賞与支払予定月を記入された場合は、支払予定月の前月に「賞与支払届」を送付します。この際に賞与の支払いがなかった場合、「賞与不支給報告書」の提出が必要です。

届書様式のダウンロード

届書はインターネットで日本年金機構のホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることができます。



日本年金機構
HPホームページ

届書様式はこちらを
クリック

「事業主の方」へのお知らせ等はこちらをクリック

最後に・・・

- 事業主の手続きの利便性向上のため、届書用紙による届出のほか、インターネット上で申請・届出が可能な『電子申請』や、日本年金機構が保有する事業所データを活用して届書を作成することができる『電子媒体届出』があります。詳しくは日本年金機構HPをご参照ください。
- 届書の提出先(できる限り郵送での届出をお願いします)

あて先: 日本年金機構 埼玉広域事務センター 郵便番号: 330-8530
住所: さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3F
管轄: 埼玉県・茨城県・新潟県・長野県

- ※封筒に上記あて先の事務センター名と郵便番号(個別郵便番号)を記載するだけで、事務センターに届きます。
- 届書の記入方法等ご不明な点については、管轄年金事務所までご相談ください。